

議案第10号

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、利用状況や需要を勘案した適切な公園配置を行うため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表児童遊園の部坂小湊児童遊園の項を削る。

別表遊園地の部替地もりもり広場の項の次に次のように加える。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 西屋敷いこい広場 | 大口町御供所一丁目168番地1 |
|----------|-----------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に西屋敷いこい広場の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新         |              |                     | 旧         |              |                    |
|-----------|--------------|---------------------|-----------|--------------|--------------------|
| 別表（第3条関係） |              |                     | 別表（第3条関係） |              |                    |
| 種類        | 施設名          | 位置                  | 種類        | 施設名          | 位置                 |
|           | 略            | 略                   |           | 略            | 略                  |
|           | 大御堂児童遊園      | 大口町大御堂一丁目1<br>25番地  |           | 大御堂児童遊園      | 大口町大御堂一丁目<br>125番地 |
|           | 外坪児童遊園       | 大口町外坪三丁目2番<br>地     |           | 坂小淵児童遊園      | 大口町大屋敷一丁目<br>151番地 |
|           | 略            | 略                   |           | 外坪児童遊園       | 大口町外坪三丁目2<br>番地    |
|           |              |                     |           | 略            | 略                  |
| 遊園地       | 略            | 略                   | 遊園地       | 略            | 略                  |
|           | 替地もりもり広<br>場 | 大口町替地二丁目18<br>7番地   |           | 替地もりもり広<br>場 | 大口町替地二丁目1<br>87番地  |
|           | 西屋敷いこい広<br>場 | 大口町御供所一丁目1<br>68番地1 |           | 北の山児童遊園      | 大口町上小口一丁目<br>54番地4 |
|           | 北の山児童遊園      | 大口町上小口一丁目5<br>4番地4  |           | 略            | 略                  |
|           | 略            | 略                   |           |              |                    |

## 改正要旨

### 1 改正の目的

児童厚生施設の設置に関する基準である「大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例」で定める児童遊園及び遊園地について、利用状況や住民ニーズを勘案した適切な配置を行うため、改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 坂小渕児童遊園の廃止について

大屋敷地区にある当該児童遊園は、周辺状況等の変化により利用者が大きく減少していました。また、遊具やトイレ等設備の老朽化が見受けられたことから、地元の同意を得て遊具の撤去及び児童遊園用地の返還を行いました。これに伴い、大口町児童厚生施設の児童遊園から廃止するものです。

#### (2) 西屋敷いこい広場の設置について

豊田西屋敷地区より、公園設置の要望とそれに伴う公園用地の提供を受け、協議の結果、広場、遊具及び水道を設置した遊園地として整備することが望ましいと判断に至りました。これに伴い、大口町児童厚生施設の遊園地を追加するものです。

### 3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、西屋敷いこい広場を大口町児童厚生施設の遊園地に追加する改正につきましては、規則で定める日から施行します。